

一円未満債権の訴訟上請求

——通貨単位法による処理と不可分債権処理——

大 塚 明

1. 問題の所在
2. 債権額自体に通貨単位法による処理を認める考え方
3. 債権額には通貨単位法による処理を認めない考え方
4. 端数を不可分債権とする考え方
5. むすび

1. 問題の所在

一般的には、取引上の債権債務の金額は整数となるのが通常であって、そこに1円未満の端数が生じることはまれである。しかし、相続等の場合には、債権が分割される結果として、端数が1円未満の分数となる場合は少なくない。現実には、1円未満という僅かの端数金額が紛争になったり法的問題になったりするケースは少ないであろうが、理論的には端数処理が法的な問題となることは、十分にあり得ることである。また、端数問題それ自体とは別の原因によって発生した紛争において、結果としてその紛争の中で端数処理が問題となるケースは十分にあり得る。

たとえば100万円の債権が3人の子によって相続された場合には一人の法定相続分は333,333円+ $\frac{1}{3}$ 円であり、大審院および最高裁の判例に⁽¹⁾

(1) 遺産共有は民法上の共有であることにつき、最判昭和30・5・31民集9・6・793、可分債権が当然に分割されることにつき、最判昭和29・4・8民集4・819。ただし、遺産分割対象とならないが分割対象とすることが

よれば、これは相続により当然に分割され、遺産分割の対象とならないとされている。⁽²⁾ ならば、各相続人が単独で弁済を請求をする場合には、当該相続人の債権のうち1/3円についてはどう処理されることになるのであろうか。

「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」(以下、通貨単位法と略する)3条1項によれば、債務弁済を現金の支払により行う場合において、その支払うべき金額に50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとし、その支払うべき金額に50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円として計算するものとする旨が規定されている。したがって、前記払戻請求においては1/3円は切り捨てて支払われるべきこととなる。しかし通貨単位法は、少なくとも明文上は「債権額」を変更するものとして規定されてはおらず、「現金支払」にあたっての端数処理を規定するのみであるから、遺産分割後の債権額としては端数が残るとしたうえで、現実の現金支払いにおける限度での端数処理を定めたものとの理解は十分に可能である。では、通貨単位法は債権額それ自体の変更をしないとする立場に立った場合には、どのような問題が生じるのであろうか。

ここにおいては、債権額には1/3円という端数を認めつつ、実際の支払においては通貨単位法により処理した整数部分のみで支払をするということになる。

この、債権額における端数処理と現金支払いにおける端数処理との乖離が現実には法的な問題となるのは、典型的には債務不存在確認請求あるいは債権額確認請求の訴訟と、実際の支払請求訴訟と、の間においてである。支払にあたっては1円未満の支払は実際には不可能であるが、確認訴訟における債権額としては1円未満の債権額を観念することは不可

できるとする実務例はある。

(2) 学説には異論がある。潮見佳男「新版(27)注釈民法」300頁以下参照(有斐閣2013年)

能ではないからである。

本稿は、この今まであまり議論されてこなかった問題を、民事実体法と民事訴訟法の両面から、そして理論と実務の両面から、考察してみようとするものである。

2. 債権額自体に通貨単位法による処理を認める考え方

債権が相続された場合には、判例によれば債権は当然に分割されるとされているが、銀行預金等においては実務上は、相続人全員からの請求をまとめて全額を代表者に支払うという処理が行われており、分割を前提とした各相続人からの個別の請求には銀行は応じていない。これは、銀行としては共同相続人間の遺産処理をめぐる紛争に巻き込まれるリスクを回避⁽³⁾するためである。しかし相続人間で紛争があるなどの理由から、相続人全員からの一括請求がなされ得ないケースは実際にあり得る。このようにして各相続人から個別に預金払戻請求訴訟が提起された場合などには、銀行としては、他の相続人に対する訴訟告知等の手段によりリスクを回避しつつも、最終的には判決にしたがい各相続人に対して法定相続分に応じて分割された金額を支払うしかない。この「支払」にあたっては、通貨単位法が適用されることは明らかであろう。

しかし、相続人のひとりが預金債権全部を相続したと勝手に主張して銀行に対して執拗強硬に支払を（訴訟によってではなく事実上の行為として）迫り、他の相続人から銀行に対しては当該相続人の全部相続を否定して支払差し止めを求めている場合などには、強硬な債権者の事実上の行動如何によっては、銀行として法定相続分を超える部分についての債務不存在確認請求訴訟を提起せざるを得ない場合が実際上ありえる。この場合の「債権額」にも通貨単位法の適用があるだろうか。現実支払ではなく、観念的に分割されたにすぎない債権額の1円未満についても、

(3) 潮見佳男「新版(27)注釈民法」301頁(有斐閣2013年)

通貨単位法により債権額が処理されるとした場合、どのような問題が生じるのであろうか。

債権の相続分割に通貨単位法の適用を認める立場によれば、先の100万円の債権を3人が均分相続する場合には、ひとりの相続人に対しては33万3,333円の債務しか銀行は負担せず、それを超える部分については債務は存在しないことになろう。つまり、ひとりあたり1/3円（全部で1円）は切り捨てられることになる。端数処理のための便法であるから、それはそれで仕方がないとするのは、ひとつの合理的思考である。しかし、この場合には、分割後の全相続人の債権合計額は、99万9,999円となり、実際の銀行実務が行っている「全員からの請求により債権全額100万円を支払う。」という処理との間に事実上の齟齬が存在することは避けられない。前述の通り、相続人全員からの請求であれば100万円全額を支払うというのが銀行実務であるが、これは先に示した分割後の全相続人の債権合計額よりも1円多くなってしまふ。判例によれば、金銭債権は相続により当然分割されるのであるから、いったん分割された債権が、分割により合計で1円減少した後、これが単に合算されたからといって端数の合計1円が復活するというのは、法的整合性を欠き、いかにも不自然である。復活するとしたならば、その理由はなにか、それとも、これについては非債弁済となるのであろうか。

また、この設例の相続人3人の場合は、「全員」からの請求により支払額が全体で1円増加するから、銀行から相続人に対して相続人全員の協議と合意という手間を求めることにもそれなりの合理性がないとまではいえず、法理論としてはともかく常識的には、（手間暇をかけることによって金額が増加するという意味で）理解できない訳ではない。

しかし相続人6人の場合を想定すると、当然分割により各相続人は100万円の1/6である16万6,666円66銭余の債権を有しており、通貨単位法により16万6,667円の債権となることになろう。各相続人が個別に請求することにより、合計では100万2円の支払を受けることができる。

ところが相続人全員が協議を重ね譲歩を重ねることによって全員で共同請求した場合には、実務的には100万円の支払しか受けることはできないことになるであろう。他の相続人との協議などという手間をかけず単独請求した方が、僅かとはいえ有利となるのである。

しかも、債権の当然分割という判例法理からいえば、相続人全員からの共同請求ではあっても、それは既に分割された債権の共同請求、つまり合算にすぎず、分割された債権額の合計額が共同請求の場合にも債権額とならなければならない。仮にそうであれば、全員の共同請求であっても元の債権額ではなく、分割され端数処理をした金額の合計額である100万2円の支払いが、共同請求においても認められなければならないであろう。

このように考えると、通貨単位法の規定は、債権額自体に適用があるのではなく、支払にあたってのみの適用であると考えの方が合理的でもあり、法的な整合性も認められるように思えるのである。

3. 債権額には通貨単位法による処理を認めない考え方

債権額自体については通貨単位法による処理を認めないとしたならば、債権としては1円未満の端数を認めることとなる。したがって、債権確認請求あるいは債務不存在確認請求などの訴訟においては、端数額の債権債務を認めなければならない。これによって、前項に述べた分割後債権の合算による合計債権額の変更という齟齬や理論的破綻は回避することができる。

しかし、このような端数金額の債権債務を認めた場合に、その端数についての支払請求訴訟は、どう処理されることになるのだろうか。具体的には、債権額とおりの端数を含めた請求の趣旨や判決主文が認められるのか、という問題である。

第一の解決は、債権については端数であれ何であれ請求権が存在する以上、支払を求めることができ、端数を含めた支払を命じる判決を取得

できるとする見解である。この場合には、現実の支払、あるいは強制執行においては、判決主文の端数の存在にかかわらず、通貨単位法の適用により、四捨五入によって処理することとなるであろう。ただ、この場合には、執行現場では通貨単位法の知不知により、あるいは双方当事者の感情的な強硬態度等により、事実上若干の混乱を生じる余地があり得る。

第二の解決は、支払請求である以上は、既に請求訴訟の段階で通貨単位法の適用があり、訴訟上請求においては四捨五入により端数処理した支払請求のみが認められるとする見解である。支払請求訴訟は、債権の存否に関する観念的な訴訟ではなく、次に続く強制執行を見据えたものであり、そのための債務名義となるものである。このことを重視するならば、この判決手続の段階で通貨単位法を適用する方が現実的であると考えることにも一理がある。

第一の見解に立つ場合には、債権の存否に関する訴訟と、支払請求訴訟との間には、金額について何らの矛盾も存在しない。しかし、第二の見解による場合には、債権の存否にかかる金額と支払請求権金額との間に金額の齟齬を生じることとなる。たとえば、債務不存在確認請求においては端数の存在が認められるが、支払請求訴訟においては端数は四捨五入されて存在しなくなる。債権の請求訴訟を待たずに債務不存在確認請求訴訟があえて提起されるのは、おおむね何らかの問題のある債権者に対してであるから、現実の紛争解決あるいは紛争予防のためには、原告である債務者としては、端数債権が50銭未満の場合などには、その端数の存在が新たな紛争の火種となったり、このことをもって別途の紛争を仕掛けられないよう、端数部分の支払義務のないことの確認を、あわせて併合請求する必要があるかもしれない。たとえば、請求の趣旨として、「原告は被告に対して、*円*銭（端数を含んだ額）を超えて『債務』を負担しないことの確認を求め。」と同時に、これに加えて「原告は被告に対して*円（端数を四捨五入した金額）を超えて『支払義務』

を負担しないことの確認を求める。」などとすることになるであろうか。

4. 端数を不可分債権とする考え方

以上の考え方の他に、端数部分は不可分債権であるとする考え方もあり得るかもしれない。金銭債権は一般的に可分であるが、分割により端数を生じる部分のみは不可分となるという考え方である。100万円の債権を3人で均分相続する分割においては、端数の1円のみは不可分債権となり、残余は可分債権として三分の一の割合での分割をうけて各自33万3,333円の債権となるというものである。この場合には、不可分とされた1円について、民法428条の規定により各自が単独で全債権者のために請求することができるが、それを受領した場合にも全員のためにする受領となる。

この考え方によれば、可分部分については自己の債権として確認を求めることができ、不可分部分については共同の債権としての確認を求めることができよう。逆に債務不存在確認請求訴訟においては、個々の被告債権者に対しては可分部分を超える部分についての債務不存在確認を求めることができ、端数となる不可分部分については単独ではなく全債権者共同の債権である旨の確認を求めることができるであろう。支払請求においても、可分部分は単純な請求が可能であり、不可分部分については全員のために支払を求めることができる⁽⁴⁾。

この考え方に対しては、三つの批判が考えられる。

第一は、相続においては金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割されるとする前記注1記載の昭和29年最高裁判決等と

(4) 請求の趣旨、あるいは判決主文において、全員のためであることの表示を要するかといえは、不要というべきであろう。全員のためであることは請求原因あるいは判決理由中で示されれば足り、主文記載事項であるとは思われない。ただ、「連帯して」の場合には主文にその旨が記載され、それが執行にあたっての注意的な問題でもあることから、この端数の「全員のため」についても、同様に考えるべきとの主張は、想定できる。

の抵触である。しかし、この判決は、金銭債権を可分債権であるとするにとどまるのであって、その中の端数部分の可分性までを論じたものではない。これら判例の射程は、端数部分の可分性にまで及ぶものではないと言うことができよう。

第二は、同一の債権において、可分部分と不可分部分とを分けることに対する批判である。しかし、債権の一体性とは、債権の発生や性質による内在的なものであり、その可分性、特に一部分の可分不可分の問題は、当然ながら別に考えることができる。

第三は、通貨単位法が存在しており、それによる解決が可能であるにもかかわらず、債権の一部の不可分などという技巧的な考え方をすべきでないという批判である。しかし、通貨単位法は、1円未満という「不可分」な金額の支払にあたっての「便法」を規定したものであって、そもそも、できるかぎり出番のない方が、つまり適用範囲が狭い方が、社会的にも妥当であるというべきであろう。「通貨単位法があるから」というのは本末転倒の批判であって、通貨単位法の適用は最小限にとどめ、それがなければどうしようもない場合に限って適用のあるのが本来だというべきではあるまいか。

以上の三つの批判が当たらないとすれば、端数部分のみは不可分債権として取り扱うことにより、理論的問題は解決され、実務的な問題も、ほとんどは解決することができる。実務的に問題があるとすれば「不可分部分については全員のために支払を求めることができる」という点であろう。この端数部分については、「全員のため」とはいえ、債権者の中のひとりが請求することができ、複数債権者の間での紛争は完全には解決しきれないからである。しかし、少なくとも債権者と債務者との間においては紛争は解決するから、先に例として挙げた債務不存在確認請求訴訟等においては、問題を残さない。あとに残る可能性があるのは、複数債権者の間での「端数」をめぐる事実上の紛争のみである。そして、これは不可分債権については、いわば宿命とも言うべき問題である。そ

のうえ、端数債権においては、その「金額」を考えるならば、実際上は紛争はほぼ解決されるといい良いであろう。

筆者としては、理論的整合性と実務上の妥当性の両面から考えて、この不可分債権説が妥当ではないかと考えている。

5. むすび

この問題は、従来からほとんど論じられたことがなく、将来においても正面から論じられる可能性は極めて小さいであろう。また、この問題が訴訟において正面から争われる可能性も、金額が微小であるために、小さいといわざるを得ない。このために、残念ながら今後とも、この論点について学説判例が確立される可能性は低いと言わなければならない⁽⁵⁾。

しかし、法的にではなく実務的あるいは現場的に困難な紛争を惹起する場合に備えての債務不存在確認請求訴訟などにおいては、本来的な紛争、あるいは中心的な問題ではないにもかかわらず、この論点が理論的に困難な問題を招来する可能性がある。これはいわば、「喉に刺さった小骨」のような問題なのである。現場実務的には「大は小を兼ねる」的な解決としての（逆説的な意味での）一部請求として、本来の主張債権額を端数部分については超えての不存在確認請求等という、いわば糊代を付加したような請求によって解決をせざるを得ないであろう。しかし、この問題は、本来は既に解決しておかれて然るべき問題であろうし、債権の可分性そのものとも関連して、理論的にも検討されるべき問題を含

(5) 過去に判例は見当たらないが、最近の下級審判決としては、神戸地裁債務不存在確認請求事件平成27年2月4日判決（確定）がある。ただし、この判決は欠席判決であるうえに、判決理由中でも、特段の説明もなく単に「(通貨単位法の)規定は、その趣旨に照らして、現実に金額を支払うときのみならず、支払うべき金額を算定するときにも同様に適用されるものと解するのが相当である。」とするのみであり、本稿のような議論を踏まえた上でのものではなく、先例としての価値は見いだせない。

んでいると考えるのである。

謝辞

本学法科大学院は、先年の学生募集停止と今般の最後の学生の修了により、平成27年度末で閉鎖されることとなった。これに伴って、私は本学を退職する。

私は、本学法学部と兵庫県弁護士会との学術交流協定によって2000年から法学部非常勤講師をつとめ、2005年から法科大学院客員教授として高齢者障害者法を担当し、2008年からは法科大学院の常勤として法律基本科目である民事訴訟法を担当させて頂いた。この間、法科大学院はもちろん法学部においても先輩同僚の皆さんから暖かく迎えて頂き、懇切な御指導を賜ったことに心から感謝申しあげる。